

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

【解説】

子どもの権利の保障を目的とするこの条例にとって、その目的達成のために町や町民がとるべき基本的な姿勢を表明しています。大人一人ひとりが、子どもの権利について正しく理解することが重要であり、また、大人の考えを子どもに押し付けるのではなく、子どもにとって何が有益なのかを考えていくという立場を、この条例では一貫してとっています。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

【解説】

この条例の対象となる「子ども」の定義にはさまざまな意見があり、どれが正しいとは一概にはいえませんが、児童福祉法では18歳未満の人を「児童」といいますし、子どもの権利条約における「子ども」の定義も18歳未満となっていることから、ここでは18歳未満の人を「子ども」とします。

第2項の「子ども施設」は、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する児童福祉施設」については、保育所などがあります。「学校教育法に規定する学校」については、小学校、中学校及び幼稚園などがあり、また、「その他の子どもが利用する施設」とは、いわゆる認可外保育施設、放課後児童クラブ（学童保育所）などを指します。

(責務)

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

【解説】

子どもの権利を守るためには、子どもにかかわるすべての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的のもとにお互いが協力することが何よりも大切です。この条文では、子どもの権利保障を進めるにあたり、町、親などの保護者、子ども施設にかかわる人々、その他すべての町民にそれぞれ責務があることを述べ、その具体的な保障方法については後述します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

【解説】

第1条でも述べたとおり、子どもの権利を守るためには、まず町民に幅広く子どもの権利を普及させる必要があります。すべての町民が、子どもの権利を侵害するような行為や事柄を他人事と考えることのないように、子どもの権利についての意識の高揚を目指します。

具体的には、子どもの権利に関するチラシ、ポスターなどの作成、配布や、学習会などの開催が考えられます。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

【解説】

第4条で述べた権利の普及をより一層推進するため、「しめまち子どもの権利の日」を設け、広く町民に子どもの権利についての啓蒙啓発を図ります。なお、11月20日に設定した経緯については、国連総会で子どもの権利条約が採択された日であることや、毎年11月が児童虐待防止推進月間であることなどによります。

第3項に掲げる事業について、具体的には子どもの権利に関する講演会や、子ども自らの力で企画実施するイベントなどの開催を想定しています。

しかし、この日に事業を行うことのみで権利普及につながるとは考えられません。条例を制定するだけで終わるのではなく、この条例が生きたものとなり、子どもの権利を守っていくためには、やはり常日頃からの啓蒙啓発活動が重要であることを忘れてはいけません。